

始良市役所

審査請求の手引き

審査会事務局：始良市総務部行政管理課

2017年2月14日

1 審査請求について

(1) 不服申立てと審査請求

処分を受けた者が処分をした行政庁を指揮監督する立場にある行政庁に当該処分の取消しを請求するといったように、行政上の公権力の行使又は不行使に不服がある者が行政庁にその再審査等を求める行為を、一般に、行政上の不服申立て（以下単に「不服申立て」という。）とといいます。

行政不服審査法（以下「法」という。）は、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として、この不服申立てに関する制度（以下「不服申立制度」という。）の手続等を定めています。

法に基づく不服申立ては、原則として、全ての行政庁の「処分」及び法令に基づく申請に対する不作為が対象となります（法第2条・第3条）。ここにいう「処分」とは、いわゆる行政処分のほか、人の收容や物の留置など、公権力の行使に当たる行政庁の行為も含まれます（法第1条第2項）。

法に基づく不服申立ては、原則「審査請求」となります（法第2条・第3条）。

(2) 審査請求先等

処分の通知書等に審査請求ができる旨及び審査請求先が記載されていますので、そちらをご確認ください。

(3) 審査請求ができる期間

処分についての審査請求は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内です。（法第18条第1項）

また、3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として審査請求をすることはできません。（法第18条第2項）

(4) 審査請求の流れ

審査請求を受理してから裁決までの標準審理期間を6か月としておりますが、裁決に至るまでには、文書による反論書の提出、口頭意見陳述及び行政不服審査会の開催の日程調整等が必要となるため、ご理解とご協力をお願いします。

審査請求に係る事務手続きの流れは [ページ](#)をご覧ください。

(5) 審査請求書の書き方

審査請求書には、審査請求人の氏名、住所、審査請求にかかる処分の内容、処分があったことを知った日、審査請求の趣旨及び理由、審査請求の年月日を記入の上、押印が必要です。（法第19条、施行令第4条）

詳しくは、「5 審査請求の記載について」をご覧ください。

(6) 審査請求と裁判の関係

処分取消しの訴えは、審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することができます。ただし、一部法律に定めのある場合は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ訴えを提起することはできません。

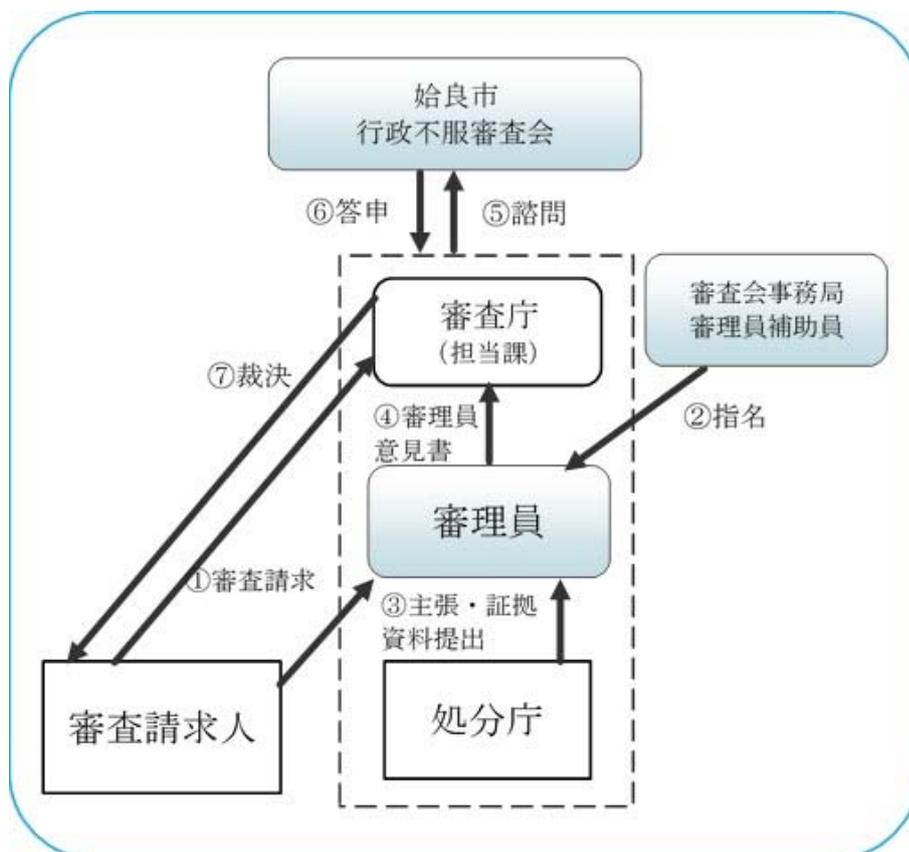
(7) 裁決の種類

認容裁決：処分に違法又は不当が認められ、処分が取消し又は変更される裁決です。

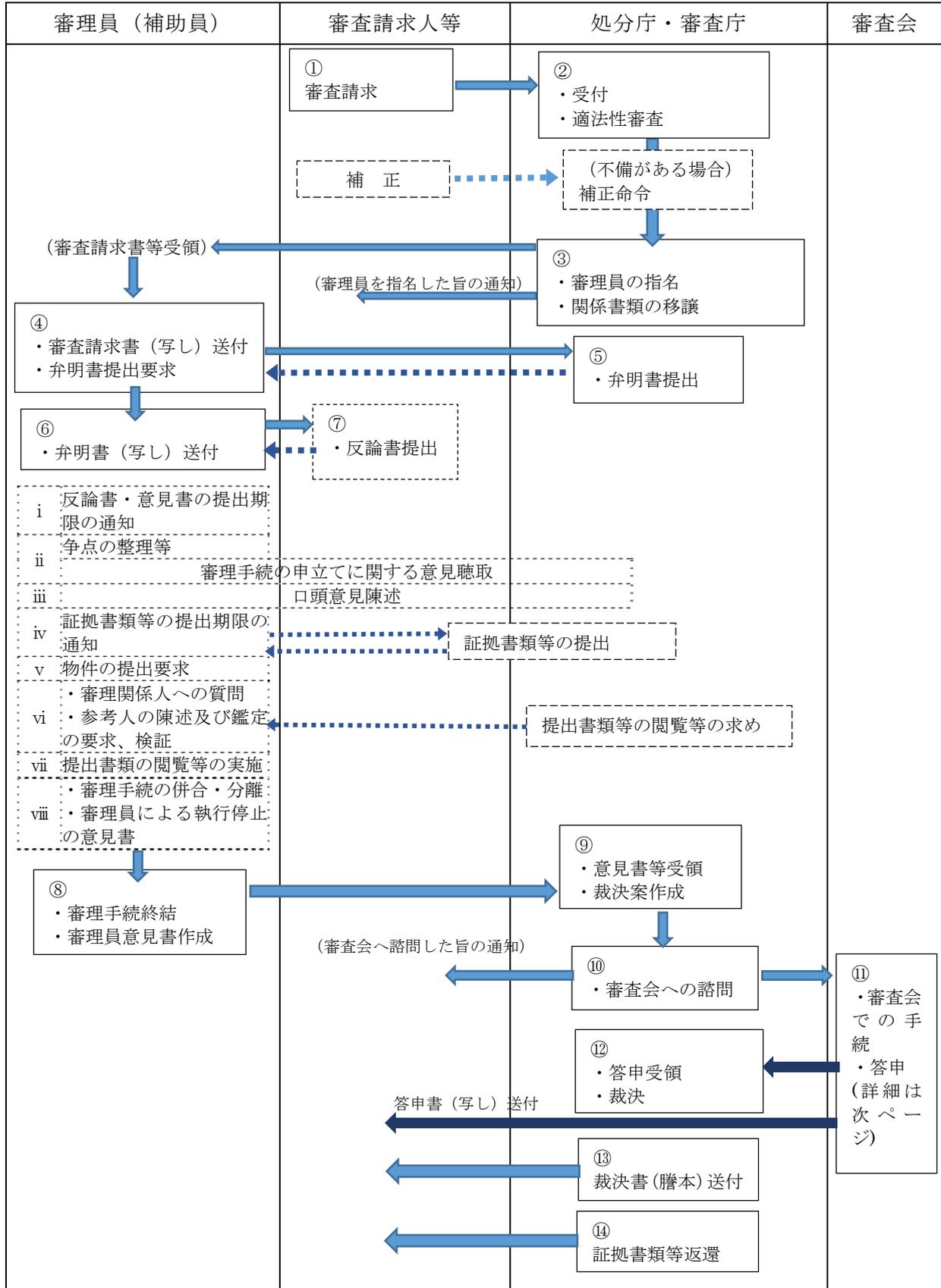
不作為についての審査請求では、不作為庁に対し、申請に対する一定の処分をすべき旨を裁決します。

棄却裁決：処分に違法又は不当が認められず、審査請求を退ける裁決です。

却下裁決：審査請求が法定の期間を経過した場合など、不適法であると審査庁が認める場合に、審査請求を退ける裁決です。この場合、審査請求の中身については審査されません。

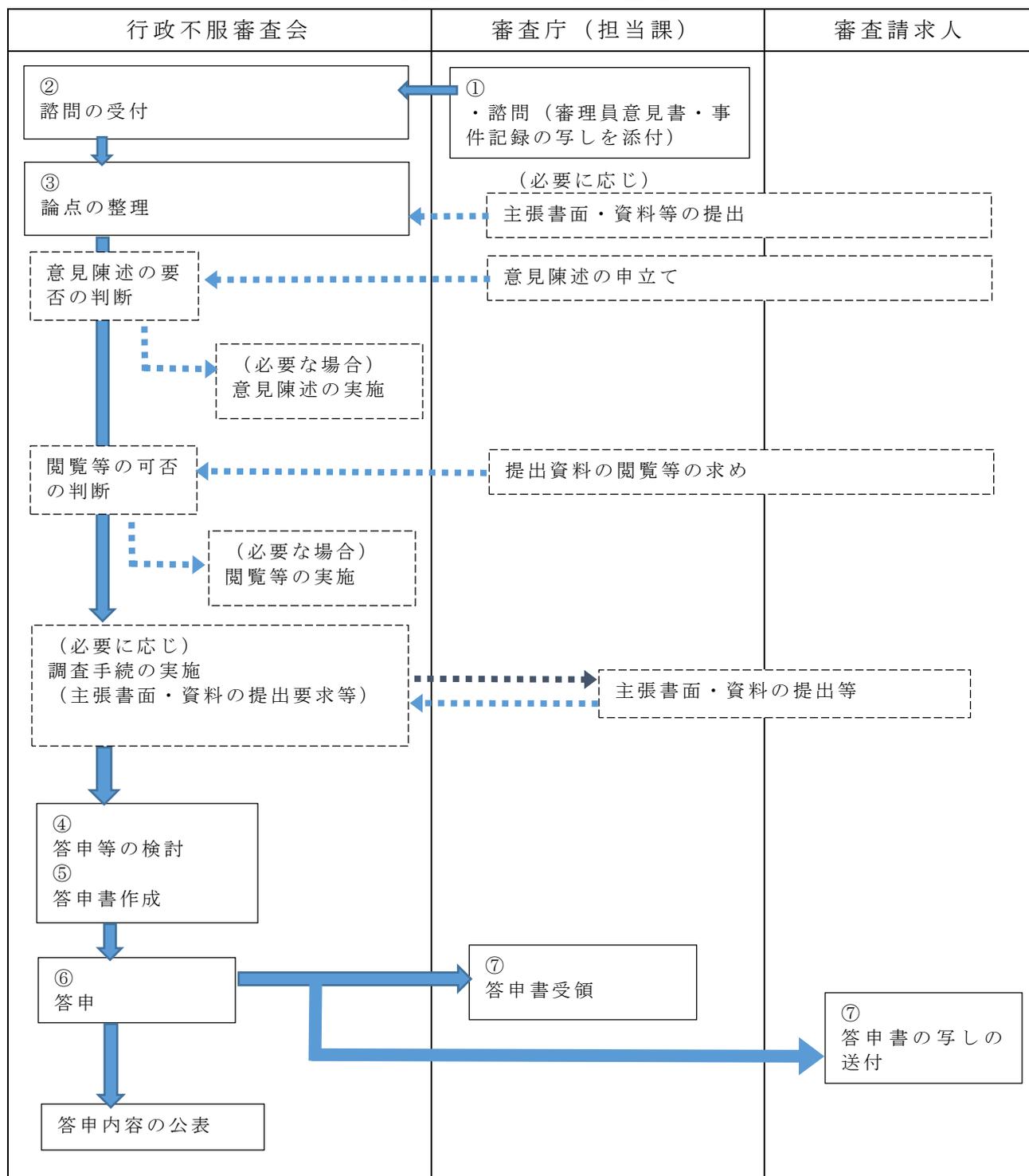


2 審査請求の事務処理の流れ



※ i ～ viii の手続及び破線の手続の実施は、事案によります。

3 行政不服審査会における調査審議手続



※破線の手続の実施は、事案によります。

4 標準処理（審理）期間

事務内容	実施機関	期間
審査請求書の受付	審査庁	1週間
適法性審査		
審査請求書の補正（不備がある場合）	審査請求人	（1か月）
審理員の指名（※1）	審査庁	2週間
弁明書の提出	処分庁	
反論書等の提出	審査請求人	1か月
口頭意見陳述（申立てがあった場合）	審理員	1か月
争点の整理等		
審理員意見書の作成		
行政不服審査会への諮問	審査庁	1か月 ～2か月
行政不服審査会	審査会	
行政不服審査会の答申		
裁決書の作成	審査庁	2週間
裁決		

* 上記標準処理（審理）期間は、審査請求の審理期間の目安であり、事情により変動する期間があります。

※1 審査請求の審理の公正性・透明性を高めるため、原則として、審査庁に所属する職員であって当該審査請求に係る処分等に関与した者又は関与することとなる者等の一定の要件（除斥事由）に該当しない者が、審理員として審理手続を行うこととしています。

本市において、審理員となるべき者の名簿は以下のとおりです。

審理員となるべき者の名簿

処分等の分類	審理員となるべき者
処分全般	始良市職員の給与に関する条例（平成22年始良市条例第47号）別表第5中6級の職務にある者のうち課長の職務にある者で、審査庁の長が指名した職員

5 審査請求書の記載について

審査請求書に記載する必要があるのは、次の事項です。

○ 処分についての審査請求書の記載事項

必ず記載が必要な事項	
①	審査請求人の氏名又は名称（押印）及び住所又は居所
②	審査請求に係る処分の内容
③	審査請求に係る処分があったことを知った年月日
④	審査請求の趣旨及び理由
⑤	処分庁の教示の有無及びその内容
⑥	審査請求の年月日
一定の要件に該当する場合に記載が必要な事項	
①	審査請求人が法人その他社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名（押印）及び住所又は居所
②	審査請求期間の経過後において審査請求をする場合、その正当な理由

○ 不作為についての審査請求書の記載事項

必ず記載が必要な事項	
①	審査請求人の氏名又は名称（押印）及び住所又は居所
②	当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
③	審査請求の年月日
一定の要件に該当する場合に記載が必要な事項	
①	審査請求人が法人その他社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名（押印）及び住所又は居所

6 行政不服審査法による処分に対する審査請求の方法

- 1 審査請求は、審査請求書（様式第1号（その1））により提出してください。（法第19条）
- 2 法人の場合は、代表者の「資格証明書（登記簿謄本）」を提出してください。
- 3 多人数が共同して審査請求をする場合で、総代を互選した場合は（3人以内）、「総代互選書」を提出してください。（法第11条）
- 4 代理人によって請求する場合には、「委任状」を提出してください。（法第12条）
- 5 審査請求のできる期間は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して「3か月」以内です。なお、上記「3か月以内」であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として審査請求をすることができません。（法第18条）
- 6 審査請求の記載事項
 - （1） 記載例を参考に記入ください。
 - （2） 審査請求書に添付する書類や図面等がある場合には、できるだけ「A4版、縦書き」に整えて提出をお願いします。
- 7 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができます。審査請求の取下げは、書面にて提出ください。

なお、「代理人が取下書を提出する場合」には、審査請求人から別に「取下げについての委任状」が必要です。（法第12条）

7 行政不服審査法による不作為に対する審査請求の方法

- 1 審査請求は、審査請求書（様式第1号（その2））により提出してください。（法第19条）
- 2 法人の場合は、代表者の「資格証明書（登記簿謄本）」を提出してください。
- 3 多人数が共同して審査請求をする場合で、総代を互選した場合は（3人以内）、「総代互選書」を提出してください。（法第11条）
- 4 代理人によって請求する場合には、「委任状」を提出してください。（法第12条）
- 5 申請から相当の期間が経過しても不作為がある場合には、当該不作為が継続している間はいつでもすることができます。（法第18条）
- 6 審査請求の記載事項
 - （1） 記載例を参考に記入ください。
 - （2） 審査請求書に添付する書類や図面等がある場合には、できるだけ「A4版、縦書き」に整えて提出をお願いします。
- 7 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができます。審査請求の取下げは、書面にて提出ください。

なお、「代理人が取下書を提出する場合」には、審査請求人から別に「取下げについての委任状」が必要です。（法第12条）

8 行政不服審査法による執行停止に申立ての方法

- 1 審査請求人は、執行停止の申立てをする場合は、執行停止申立書を提出してください。
- 2 法人の場合は、代表者の「資格証明書（登記簿謄本）」を提出してください。
- 3 多人数が共同して申立てをする場合で、総代を互選した場合は（3人以内）、「総代互選書」を提出してください。（法第11条）
- 4 代理人によって申立てをする場合には、「委任状」を提出してください。（法第12条）
- 5 執行停止申立書の記載事項
 - （1）記載例を参考に記入ください。
 - （2）執行停止申立書に添付する書類や図面等がある場合には、できるだけ「A4版、縦書き」に整えて提出をお願いします。

9 様式

様式第1号（その1）

審査請求書

年 月 日

（あて先）

（審査庁） 殿

審査請求人 住所（又は居所）

氏名

連絡先



次のとおり審査請求をします。

- 1 審査請求に係る処分の内容

- 2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
年 月 日

- 3 審査請求の趣旨

- 4 審査請求の理由

- 5 処分庁の教示の有無及びその内容

- 6 その他として、次の書類を提出します。

審査請求書

年 月 日

（あて先）

（審査庁） 殿

審査請求人 住所（又は居所）

氏名

連絡先



次のとおり審査請求をします。

1 当該不作為に係る処分についての申請内容及び年月日

審査請求人は、 年 月 日、 に対して、
法第 条の規定による を求める申請をした。

2 審査請求の趣旨

1 記載の申請について、速やかに許可の処分をするよう求める。

3 その他として、次の書類を提出します。

代表者（管理人）資格証明書

住所（又は居所）

氏名

上記の者は、別紙の登記事項証明書（規約の抄本）のとおり、
の代表者（管理人）であることを証明する。

審査請求人 住所（又は居所）

氏名



総代互選書

住所

氏名

私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

年 年 日をもって、(処分庁) が私 () に対して行った、
に関する処分につき、(審査庁) に対してする審査請求に関する一
切の事項

年 月 日

審査請求人

住所

氏名

印 (総代本人も含む)

住所

氏名

印 (総代本人も含む)

住所

氏名

印 (総代本人も含む)

(以下、全員連記のこと)

以上 名

委任状

私は、
限を委任する。

を代理人と定めて、下記の権

記

年 月 日をもって、(処分庁) が私に対して行った、
に関する処分につき、(審査庁) に対してする審査請求に関する一切の権限

年 月 日

審査請求人 (参加人) 住所 (又は居所)
氏名

㊟

執行停止申立書

年 月 日

(審査庁) 殿

審査請求人 住所 (又は居所)

氏名



行政不服審査法第 25 条第 2 項 (第 3 項) の規定により、下記のとおり執行停止を申し立てます。

記

- 1 審査請求の件名
〇〇に関する処分についての審査請求
- 2 審査請求年月日
年 月 日
- 3 申立ての理由
- 4 添付書類

審査請求取下書

年 月 日

(審査庁) 殿

審査請求人 住所 (又は居所)

氏名



行政不服審査法第 27 条の規定により、下記の審査請求を取り下げます。

記

1 審査請求の件名
に関する処分についての審査請求

2 審査請求年月日
年 月 日

審査請求書

○年○月○日
(審査請求年月日)

(審査庁) ○○ ○○

審査請求人 住所 A県B市C町50番地
指名 ○○ ○○ 印
(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

次のとおり審査請求をします。

- 1 審査請求に係る処分の内容
(処分庁)の平成○年○月○日付けの審査請求人に対する○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)(注1)
- 2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
平成○年○月○日
- 3 審査請求の趣旨
「1記載の処分(のうち○○に関する部分)(注2)を取り消す」との裁決を求める。
- 4 審査請求の理由
 - (1) (処分に至る経緯等を記載の上)(処分庁)から1に記載する処分を受けた。
 - (2) (処分庁は)、その理由を、……のためとしている。
 - (3) しかしながら、本件処分は、……であるから、○○法第○条の規定に違反しており、違法である。
 - (4) 本件処分により、審査請求人は、……(法的権利又は利益)を侵害されている。
 - (5) 以上の点から、本件処分(のうち○○に関する部分)(注2)の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。
- 5 処分庁の教示の有無及びその内容
「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、(審査庁)に審査請求をすることができます」との教示があった。
- 6 その他として、次の書類を提出します。(ある場合)
 - (1) 添付書類 ○○ 1通(注3)
 - (2) 証拠書類等 ○○ 1通(注4)

【審査請求人が法人等の場合】

A県B市D町30番地
株式会社○○○
A県B市D町40番地
代表取締役 ○○ ○○ 印
(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

【審査請求人が総代を互選した場合】

A県B市D町10番地
総代 ○○ ○○ 印
(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))
A県B市D町20番地
○○ ○○
A県B市D町30番地
○○ ○○
A県B市D町40番地
○○ ○○
(以下、全員連記)

【審査請求を代理人がする場合】

A県B市C町50番地
○○ ○○
A県B市D町10番地
代理人 ○○ ○○ 印
(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

注1 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。

注2 括弧書きは、処分の一部の取消しを求める場合に記載する。

注3 添付書類としては、例えば、総代や法人の代表者等の資格を証明する書面、委任状等がある。

注4 審査請求に係る処分の通知書の写しを添付する場合は、こちらに記載する。

審査請求書

○年○月○日

（審査請求年月日）

（審査庁） ○○ ○○

審査請求人 住所 A県B市C町50番地

氏名 ○○ ○○ 印

（連絡先 XXXX-XX-XXXX（電話番号））

次のとおり審査請求をします。

1 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日

審査請求人は、平成○年○月○日、（不作為庁）に対して、○○法第○条の規定による○○○を求める申請をした。

2 審査請求の趣旨

1 記載の申請について、速やかに許可（許可等の記載は、上記求めの内容に応じて適宜変更する）の処分をするよう求める。

3 その他として、次の書類を提出します。（ある場合）

（1）添付書類^{（注1）} ○○ 1通

（2）証拠書類等^{（注2）} ○○ 1通

注1 添付書類としては、例えば、総代や法人の代表者等の資格を証明する書面、委任状等がある。

注2 当該不作為に係る処分についての申請書の写しを添付する場合は、こちらに記載する。

様式第 2 号【記入例】

代表者（管理人）資格証明書

住所 A 県 B 市 D 町 40 番地

氏名 ○○ ○○

上記の者は、別紙の登記事項証明書（規約の抄本）のとおり、株式会社○○○（○○会）の代表者（管理人）であることを証明する。

審査請求人 住所（又は居所） A 県 B 市 C 町 30 番地

氏名 株式会社○○○ ㊞

総代互選書

住所 A県B市D町10番地

氏名 ○○ ○○

私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

○年○月○日をもって、(処分庁)が(処分の名宛人)に対して行った、○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)^(注1)につき、(審査庁)に対してする審査請求に関する一切の事項

○年○月○日

審査請求人

住所 A県B市D町10番地^(注2)

氏名 ○○ ○○ 印(総代本人も含む)

住所 A県B市D町20番地^(注2)

氏名 ○○ ○○ 印(総代本人も含む)

住所 A県B市D町30番地^(注2)

氏名 ○○ ○○ 印(総代本人も含む)

(以下、全員連記のこと)

以上 ○名

注1 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。

注2 審査請求書の提出後に本互選書を提出する場合は、審査請求人の住所等の標記は不要である。

委任状

私は、A県B市D町10番地 弁護士〇〇 〇〇を代理人と定めて、下記の権限を委任する。

記

〇年〇月〇日をもって、(処分庁)が私に対して行った、〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)につき、(審査庁)に対してする審査請求に関する一切の権限

〇年〇月〇日

審査請求人(参加人)	住所	A県B市C町50番地
	氏名	〇〇 〇〇 印

